

平成24年度策定

## 地域管理経営計画等のあらまし (石狩空知森林計画区)

第4次地域管理経営計画 平成25年4月1日～平成30年3月31日  
第4次国有林野施業実施計画 平成25年4月1日～平成30年3月31日



真簾沼



国民の森林・国有林

北海道森林管理局

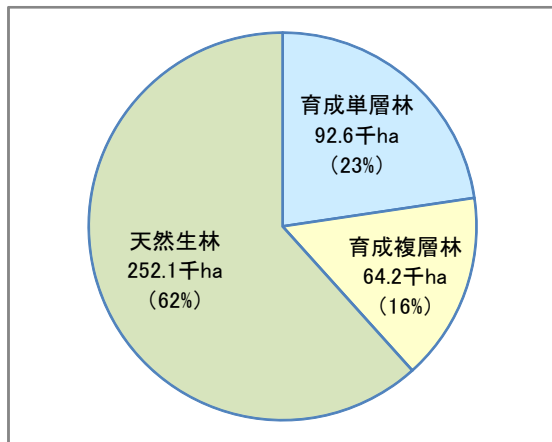
注:本資料は計画書本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。



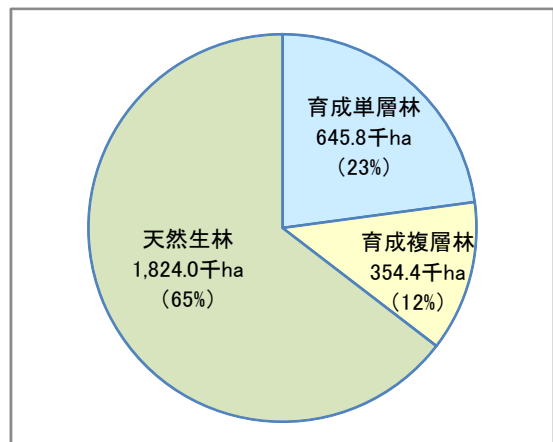
本森林計画区の国有林野の現況は、次のグラフのとおりです。

**林種別面積**

石狩空知森林計画区

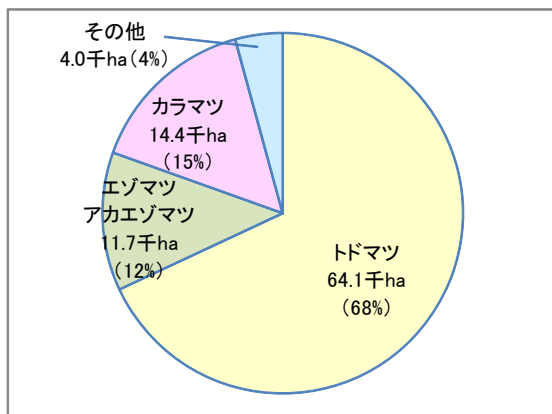


全道国有林

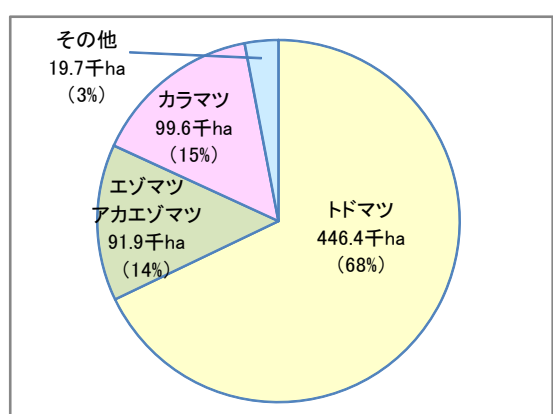


**人工林の樹種別面積**

石狩空知森林計画区

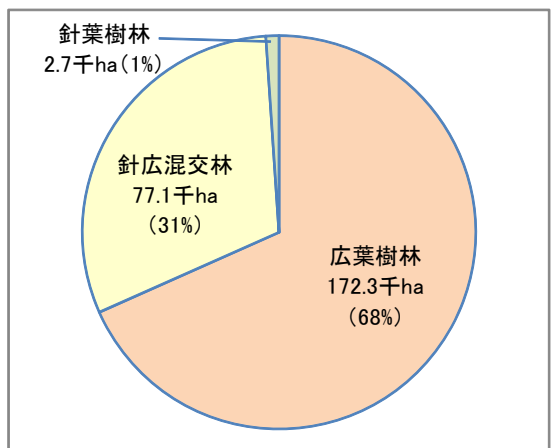


全道国有林

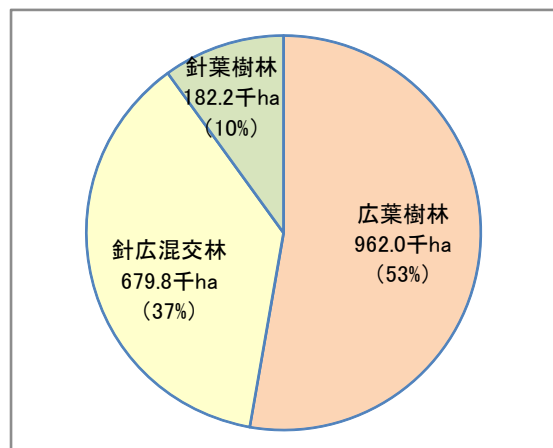


**天然生林の林相別面積**

石狩空知森林計画区



全道国有林



## 2 管理経営の基本的な考え方

森林に対する国民の要請は、山地災害の防止や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、さらに多様化してきています。

本計画では、こうした国民の要請と期待を受け、本森林計画区における課題等を踏まえ、

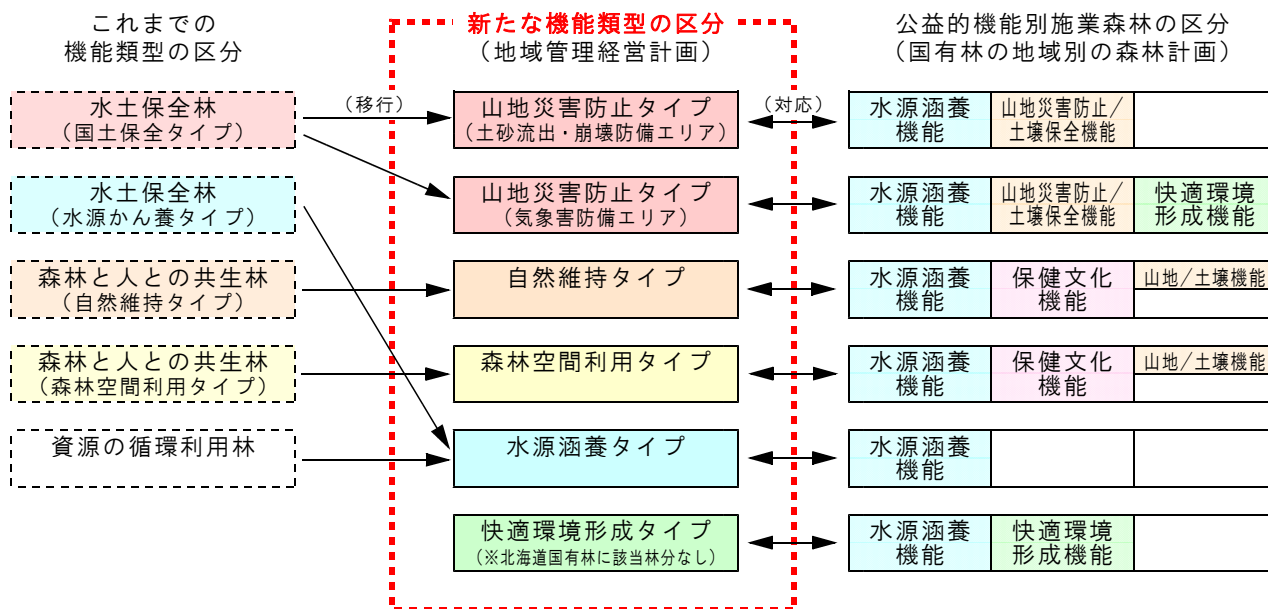
- ① 山地災害の防止その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、
- ② 林産物を持続的かつ計画的に供給し、
- ③ 国有林野の活用により地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与する

ことを目標として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、

- I 土砂流出や気象害の防備等、災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重視する「山地災害防止タイプ」（「土砂流出・崩壊防備エリア」及び「気象害防備エリア」に細分）
- II 貴重な自然環境の保全や動植物の保護等に係る機能を重視する「自然維持タイプ」
- III 国民と自然とのふれあいの場としての利用に係る機能を重視する「森林空間利用タイプ」
- IV 騒音や粉塵等の低減・緩和などに係る機能を重視する「快適環境形成タイプ」
- V 良質な水の供給など水源の涵養に係る機能を重視する「水源涵養タイプ」

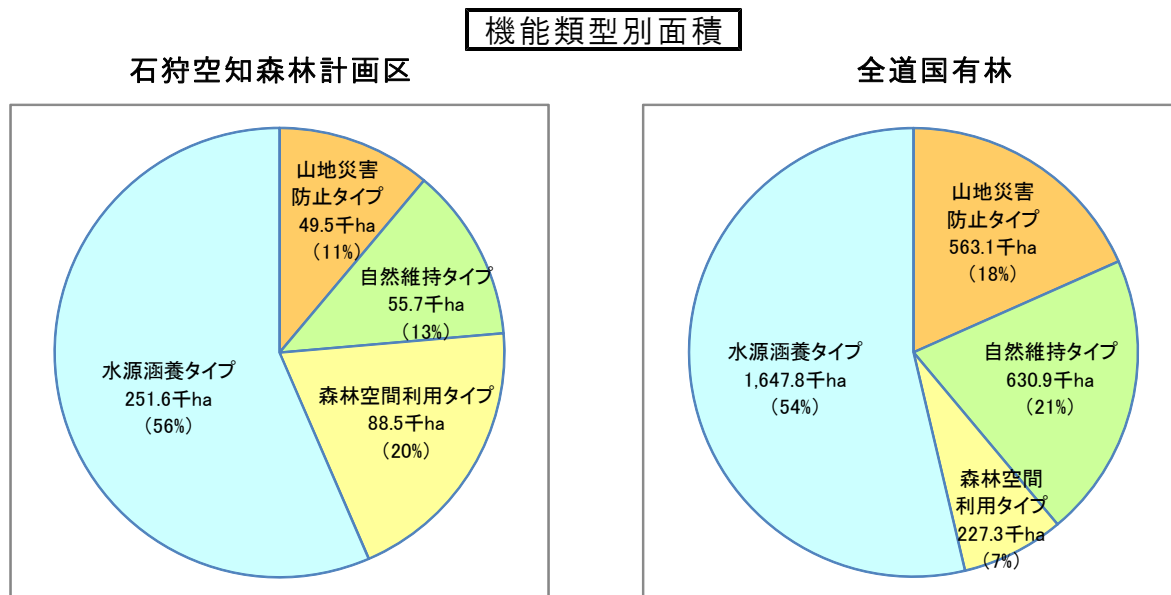
の五つの機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて、「国民の森林」として、持続可能な森林の管理経営に取り組んでいくこととしています。なお、各機能の発揮を図るために必要な施業により生じる木材については、有効利用を図ります。

この地域管理経営計画における機能類型と、国有林の地域別の森林計画において定める公益的機能別施業森林とは以下の対応関係にあります。



### 3 機能類型の現況と機能に応じた管理経営の推進

本森林計画区の国有林の機能類型別面積は次のグラフのとおりです。



#### (1) 山地災害防止タイプ

山地災害防止タイプは、その目的によって「土砂流出・崩壊防備エリア」と「気象害防備エリア」に細分しています。

「土砂流出・崩壊防備エリア」の森林は、土砂の流出・崩壊・落石等の山地災害を防ぎ、災害に強い国土基盤の形成を目的として森林施業を行うとともに、必要に応じて治山施設を整備します。

「気象害防備エリア」の森林は、飛砂、風害等の気象災害を防ぐことを目的として、遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林の育成に配慮した管理経営を行います。

#### (2) 自然維持タイプ

「自然維持タイプ」の森林は、原始的な森林生態系や、希少な生物の生育・生息する森林など、自然環境や生物多様性の保全を図るため、原則として自然の推移に委ねることとし、野生生物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行います。

#### (3) 森林空間利用タイプ

「森林空間利用タイプ」の森林は、保健、レクリエーション、文化機能の発揮を重視し、景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐等の森林の適切な整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行います。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うための森林をレクリエーションの森として選定しています。



#### (4) 水源涵養タイプ

「水源涵養タイプ」の森林は、良質で豊かな水の安定供給など水源の涵養の機能の発揮のため、渇水や洪水の緩和、水質の保全等を目的として、浸透・保水能力の高い土壌の維持や根系・下層植生の良好な発達が確立されるよう適切な森林の整備を行います。

また、活力ある人工林を維持・造成するために行う間伐などを通じ、地域の経済活動に資する木材の生産との両立を図ります。

## 4 持続可能な森林経営の実施方向

森林からの恩恵を現世代のみならず次世代へ伝えるため、持続可能な森林経営を進めていくこととし、次のような施策を実施します。

- ① 貴重な野生生物が生育・生息する森林について、その生育・生息環境に配慮した森林施業を推進するなど多様で健全な森林の整備・保全を推進します。
- ② 森林生態系としての生産力を維持していくため、適切な伐採と確実な更新に努め健全な森林の整備を目標とします。
- ③ 森林病害虫・野生鳥獣等による被害や森林火災等による森林の劣化を防ぐため、適切な森林の保全対策を講じるとともに、被害を受けた森林の早期復旧を図ります。
- ④ 降雨等に伴う土壌の浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養機能を確保するため、適切な森林施業を実施します。また、「北海道水資源の保全に関する条例」による「水資源保全地域」の上流域の森林については、水資源の保全及び水質の汚濁の防止等に配慮した管理経営に努めます。
- ⑤ 二酸化炭素の吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の適切な保全を図るほか、木材の利用を促進します。
- ⑥ 森林レクリエーションの場を提供するとともに、文化・社会・精神的なニーズと価値を有する森林の保全を図ります。
- ⑦ 「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、森林計画制度の適切な運用に努めます。また、市町村における森林経営計画の運用を技術面から支援する人材として、高度な知識・技術と豊富な実務経験を有するフォレスターを育成します。



## 5 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生への貢献

北海道、市町村等との密接な連携を図りながら、森林・林業の再生に貢献していくため、国有林の組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組みます。

具体的には、計画的な木材供給、民有林と国有林が連携した森林保全事業、生物多様性保全に資する取組、NPOやボランティア団体等への活動の場の提供等に努めるとともに、①低コスト化を実現する施業モデルの展開・普及、②林業事業者の育成、③民有林と連携した施業の推進、④森林・林業技術者等の育成、⑤林業の低コスト化等に向けた技術開発等の取組を行います。

また、地方公共団体等との間で森林整備等に関する協定の締結や森林共同施業団地の設定を推進します。

森林共同施業団地の設定状況

名 称	面積 (ha)	
	国有林	民有林
積丹地域森林整備推進協定(余別地区)	198	126
積丹地域森林整備推進協定(婦美地区)	766	308
合 計	964	434



## 6 地域の特徴を踏まえた国有林の取組

開かれた「国民の森林」を実現するため、住民参加の森林づくりを進める一環として、地域の方々からの意見・要望を聴くための「地元意見交換会」を、平成23年12月19日(月)に北海道森林管理局で関係市町村やNPO団体、関係業界などの方々45名、平成24年1月31日(火)に岩見沢市文化センターで同じく38名のご参加の下、行いました。本計画においては、寄せられた国民の声を施策に反映させるよう努めるなど、地域の特徴に応じ、以下の取組について適切に進めます。



### (1) 森林の適切な整備を通じた地域の環境保全・水源涵養

#### ○ 国民の生活・産業を支える森林の維持

都市部をはじめ多くの市町村が国有林に水源を依存していると同時に、農業、漁業も盛んに行われている本森林計画区では、大都市圏域の膨大な水需要に応えるための良質な水源を維持し、農地や沿岸環境を良好に保全するため、保育・間伐等の森林施業の適切な実施や災害の復旧を通じて、水源涵養機能及び山地災害防止機能の維持・増進を図ります。



#### ○ 台風による風倒跡地の復旧

平成16年の台風18号による大規模な風倒被害を受けた支笏湖周辺の森林については、天然力も活用しつつ、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林を目指すこととし、NPO、ボランティア団体及び企業等とも連携した取組を進めてきており、こうした国民参加による森林整備の取組を引き続き進めます。また、同じく被害を受けた都市近郊林の野幌森林公園の国有林でも、風倒被害地の森林再生や、生態系保護・生物多様性保全等について、ボランティア団体等と連携した取組を継続します。



#### ○ 防風保安林の整備・保全

石狩平野及び日本海沿岸部には、厳しい風から農地・市街地を守る防風保安林があり、安定的な農業生産の確保、住民の生活環境の保全及び景観保持等に大きな役割を担っています。これらの機能の維持のため、地域との協働・連携も図りながら、防風林の若返りも含めた適切な整備・保全に取り組めます。



### (2) 豊かな自然環境の保全や自然とのふれあいへの配慮

#### ○ 貴重な自然環境の維持・保全

優れた自然美に富んだ景勝地が多く、支笏洞爺国立公園、暑寒別天売焼尻国定公園、ニセコ積丹小樽海岸国定公園及び3つの道立自然公園が指定されています。250万人の人口を擁する札幌圏においても、天然記念物の藻岩原始林及び円山原始林、2,000haを超える平地林を有する野幌森林公園など、原生的な森林が身近にあって利用者も多く、自然環境の保全等に対する関心が高い地域となっており、貴重な自然環境や生態系を後世に引き継げるよう森林を適切に取り扱います。



#### ○ 希少な高山植物等の保護

絶滅危惧ⅠA類のキリギシソウ(固有種)やホテイアツモリが生育する岨山、絶滅危惧ⅠB類のユウバリコザクラ(固有種)が生育する夕張岳など、希少な高山植物等が生育する区域を保護林に設定しており、入林の制限(一部)や各種啓発活動を通じ、優れた自然環境及び希少種の保存等に努めます。



## 7 主要事業の考え方と事業量

本計画期間（平成25年度～29年度の5箇年）における主要事業の総量は以下のとおりです。



### ① 伐採総量

森林の有する公益的機能の持続的発揮や地球温暖化防止に資する森林吸収源対策を推進するため、積極的な間伐に努めるとともに、育成複層林へ導くための施業等を推進し、健全で多様な森林の整備・保全に努めます。

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区分	主伐	間伐	(間伐面積)	臨時伐採量	合計
材積	46,382	765,646	(18,271)	152,900	964,928
市	札幌市	1,842	94,682	(1,720)	96,524
	小樽市	-	31,653	(558)	31,653
	江別市	-	4,000	(91)	4,000
町	千歳市	13,626	36,901	(594)	50,527
	恵庭市	6,321	59,924	(1,081)	66,245
	北広島市	-	659	(14)	659
村	石狩市	-	55,236	(1,026)	55,236
	当別町	177	9,654	(173)	9,831
	積丹町	-	8,233	(180)	8,233
別	古平町	-	3,868	(75)	3,868
	仁木町	-	10,824	(224)	10,824
	余市町	-	23,322	(475)	23,322
内	赤井川村	-	9,118	(204)	9,118
	夕張市	6,467	152,790	(3,515)	159,257
	岩見沢市	1,260	15,592	(463)	16,852
記	美唄市	1,444	1,532	(53)	2,976
	芦別市	7,322	153,467	(4,836)	160,789
	赤平市	-	478	(13)	478
内	三笠市	682	51,056	(1,762)	51,738
	由仁町	352	4,919	(129)	5,271
	長沼町	3,313	4,827	(137)	8,140
	栗山町	2,464	7,625	(182)	10,089
	深川町	548	15,016	(464)	15,564
内	北竜町	564	1,871	(94)	2,435
	沼田町	-	3,241	(94)	3,241
	幌加内町	-	5,158	(116)	5,158

注) 臨時伐採量の市町村別内訳はありません。



② 更新総量

機能類型ごとの森林整備の目標、当該地の自然的条件及び林業技術体系等を総合的に勘案して、適切な更新作業を実施します。(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	合 計
面 積	537	681	1,217

③ 保育総量

育成複層林等の多様な森林の確実な成林を期すとともに、森林吸収源対策を推進するため、現地の実態に応じて実施します。(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除 伐	合 計
面 積	19,528	1,540	2,863	23,931

④ 林道事業量

効率的な森林施業の実施や森林の保全巡視等の適切な管理経営に資するよう、現地の状況にあった整備に努めます。

区 分	開 設	
	路線数	延長量(m)
	90	258,313

⑤ 治山事業量

保全対象に対する事業の必要性・緊急性等を考慮しつつ、計画しています。

区 分	保全施設
箇所数	69箇所

## 8 国有林野の維持と保存

### (1) 森林の保全巡視等

森林の保全巡視に当たっては、森林火災防止のための啓発活動、境界の巡視と境界標の確認、廃棄物の不法投棄への対策、グリーンサポートスタッフ（GSS）との連携による入林者へのマナー指導等の働きかけなどを通じ、適切な国有林野の保全管理を励行するとともに、野生生物の生育・生息状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況等の把握に努めます。



### (2) 森林や希少野生生物の保護

① 国の天然記念物に指定されているクマゲラ、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカの生息環境の保全を図るため、これらの生息状況に応じた森林施業を推進します。

② このほかの希少野生生物についても、その生育・生息の把握に努め、確認された場合や情報がある場合には、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した施業に努めます。

③ 漁岳周辺森林生態系保護地域や支笏・無意根緑の回廊などの保護林を適切に保全することを通じ、自然の価値を将来にわたって損なうことのないよう、森林生態系の良好な保全に努めます。

④ 急増するエゾシカ被害について、狩猟・捕獲機会の拡大等の対策を通じ、被害の軽減に努めます。



## 9 国民参加の森林づくり

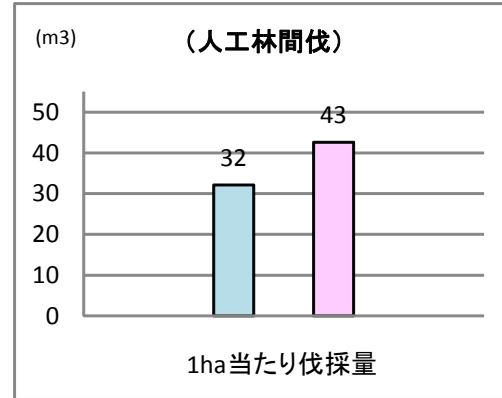
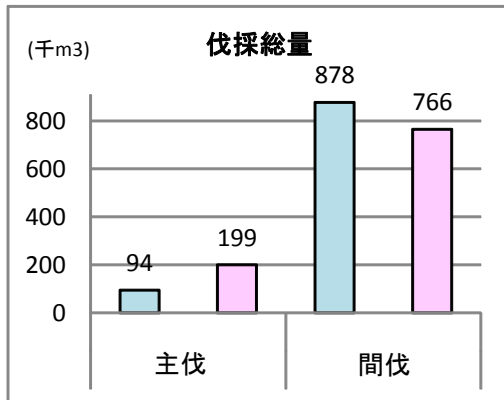
「直接森林とふれあい、森林の豊かさを理解しながら、森林づくりに参加したい」という声に応えるため、フィールドの提供、技術の指導等を行うなどにより国民参加の森林づくりを推進します。

種 類	箇所数	面積 (ha)
ふれあいの森	7	23.04
社会貢献の森	23	228.49
遊々の森	9	169.59
多様な活動の森	6	272.27
モデルプロジェクトの森	11	10.76

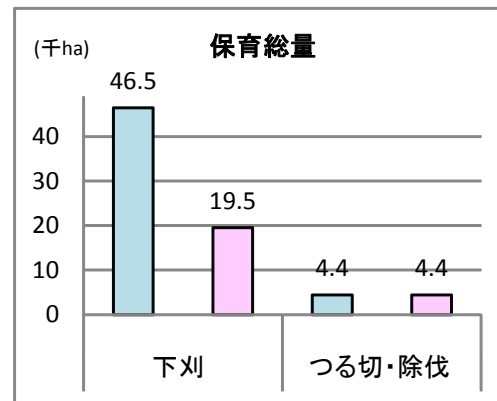
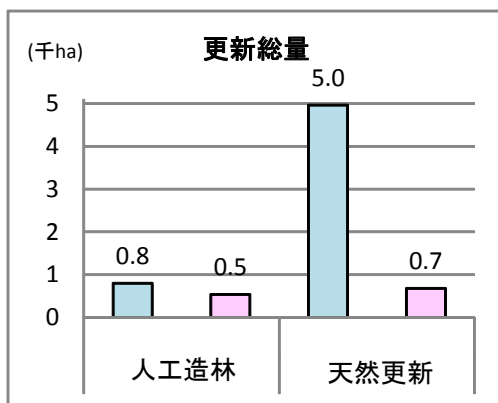


## 参考 主要計画量の対比

現行計画
  新計画(案)

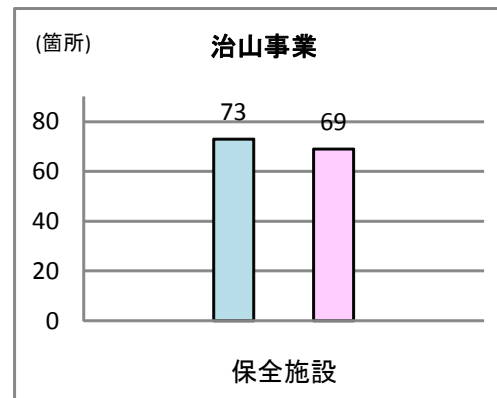
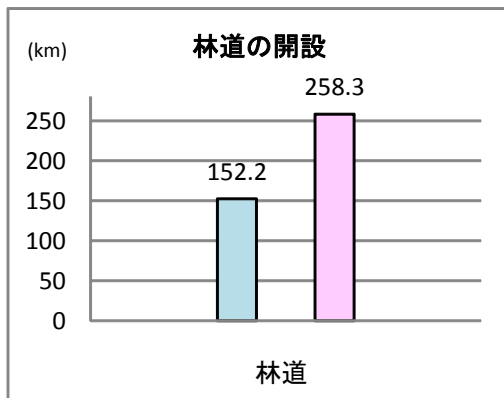


主伐については、資源の充実を図る目的で複層伐を計画したことにより増加しています。間伐については、林齢構成の状況から現行計画に比べやや減少しています。



人工造林については、台風被害地の更新量の減少及び複層伐の増加により、総量ではやや減少となっています。天然更新については、天然林の主伐の減少及び台風被害地の更新量の減少に伴い、大幅減となっています。

保育総量については、対象となる林分の齢級構成を踏まえ計画しています。



林道の開設については、5箇年間の事業箇所等を勘案して、必要な箇所を計画しています。

治山事業については、保全対象に対する事業の必要性・緊急性等を考慮しつつ、計画しています。